

「満洲」における教員養成

小谷野 邦 子

はじめに

日本では、その専門学会の設立こそ戦後（1952年日本教育心理学協会・後に日本教育心理学会）になったが、心理学の多くは、教育に関する問題と関わって発展してきたと言っていいだろう。新制大学の教育課程に教育心理学が速やかに配備されることを可能にした基盤は、GHQの指導だけでなく、それまでにかなり準備されていたことがあったと考えることができる。また他方、多文化・他民族との「共生」の問題を視野に入れざるをえなかった日本の近代化の歴史は、教育の分野も例外でなく、それが教育心理学にも影響を及ぼしたと考えることは妥当であろう。とくに「大東亜共栄圏」を標榜した戦前・戦中期は、旧植民地の教育はいやでもその課題に直面せざるをえない格好の対象であったはずである。なかでも「満洲」は「日本の生命線」といわれた地であり、そこでどのような教育が行われ、それに心理学がどのように関与したかを探ることは、日本の教育心理学成立過程を探求するにあたって大きな意味があると思われる。

教育心理学は実践教育方法の基底として、教員を養成する課程で教育される面が多い。ここでは、教育の実際に関係して、教育心理学の形成の問題を探求する前提として、「満洲」における教員の養成がどのようにおこなわれたのかを整理することを第一の目的とする。そこから浮かび上がってくる問題点に光をあてるように試みたい。

I 「満洲国」建国以前の教育と教員養成

1 中国側の教育制度

中国最初の近代学制は、1902(光緒28, 明治35)年、清朝政府による「欽定学堂章程」に始まると見ることができる。「満洲」(奉天省, 吉林省, 黒竜江省, 熱河省等を含む中国東北地方をさす)では、これに基づいて改めた「奏定学堂章程」を1904年に発布して、奉天省を中心に近代学校が設立された。

1911(宣統3, 明治44)年に辛亥革命によって清国が滅び、中華民国が成立した。東北地方(「満洲」)では、蒋介石と張学良とが手を結び、国民党の三民主義の教育に統一されていった。1910年代には私塾を利用する人のほうが多かったが、都市部を中心に学校が作られてゆく。そういった都市部の学校以外は伝統的な教科が伝統的な暗唱方式で教えられていた。学校体系は、南京臨時政府教育部が1912年に出した学制に従っていた。初等小学校4年を卒業すると義務教育修了となり、その上は高等小学校あるいは実業学校へ進むことができた。高等小学校3年を卒業すると、中学校、師範学校あるいは実業学校に入学することができる。中学校4年を卒業すると、大学または専門学校あるいは高等師範学校に入学できるという学制が敷かれた。近代学校の建設が増加して、その意識が全体に浸透して

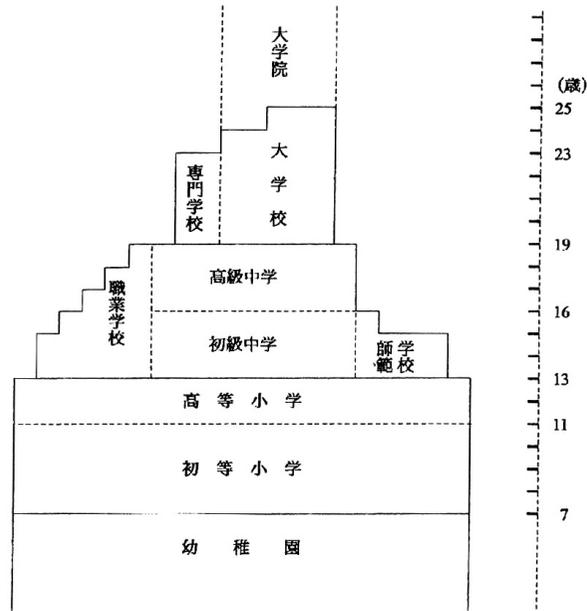


図1 「満洲」事変以前の中国東北地方の学校体系図¹⁾

きたのは20年代も後半になってのことだった。

1922(民国11, 大正11)年, 奉天省政府は同年北京政府が発布した「壬戌学制」を参考にして, 新しい学制を発表した(図1参照)。この学制はアメリカに倣って「六・三・三」制で, 普通教育段階は小学校6年(初等小学4年, 高等小学2年), 初級中学校3年, 高級中学校3年になっている(図1参照)。それ以前と比べて小学校は1年短縮され, 中等学校が2年延長された。中等教育は中学校, 師範学校, 職業学校の3つのコースに分かれており, 師範学校は2年ないし3年であった。中等教育のなかでは最短で教員が育成されている。

1929(民国18, 昭和4)年4月26日, 国民党政府は「中華民国教育宗旨及其實施方針」を公布した。それによると, 「中華民国の教育は三民主義に根據して, 人民の生活の充實, 社會生活の扶植, 國民生計の發展, 民族生命の延續, を目的とし, 民族の獨立, 民生の發展を期し, 以て世界の大同を促進すべし」と謳っている。さらにその実施方針のなかで, 師範教育を, 三民主義實現の國民教育の本源と位置づけ, 最適宜の科学教育および厳格な心身の訓練, 國民道德上學術上最も健全な師質の養成をその主要の任務と規定している。さらに出来る限り獨立設置を計画し, 郷村師範教育の發展を図るべしと, 地域に根ざした教育および教員養成への目配りがなされていた。

しかし, 近代化先進国に比しても遜色ない学科課程が制定されたが, 財政上も他の諸条件上も, ただちにこれを辺境の地までいきわたらせることは容易なことではなかった。そのうえ私塾を禁じたので, 名称だけ一律4年間的小学校に改編されたがその9割方は初級小学のみで, 寒村僻地の子どもにとってはかえって文字教育の普及を阻害することにも

なった。そこでこれを補うために、毎日2時間程度文字や算術等を教える民衆学校をつくらなければならなかった。1930年前後になっても、初等教育の就学率は私塾に通う者を含めても、20パーセントに達するかどうかという程度の教育普及率であったという。

2 教員養成

実際には教員養成のために様々な努力がされていた。図1の職業学校および専門学校の中にも教師養成を目的とした学校が含まれている。師範教育学校は制度的には大体次のように整理できる。

(1) 小学²⁾ 教師の養成のための学校

① 師範学校（修業年限3年間）

初級中学³⁾ 卒業生は3か年、ただし4年制の初級中学卒業生は2か年で卒業できる。

② 高級中学師範科（修業年限3年間）

③ 郷村師範学校（修業年限2年間）

初級中学卒業生または同等の学力ある者に、2か年間の師範教育をする。

④ 1年制県立師範科（修業年限1年間）

初級中学卒業生で17歳以上20歳までの者に1年間師範教育をする。単設もできし、県立師範学校内に付設することもできる。これは郷村師範学校の一つとみなすことができよう。

③と④は教員不足を補うために加えられた処置で、①と②の卒業生と③と④の卒業生ではその教員資格に差があった。

(2) 初級中学の教師養成のための教育

大学専修科（修業年限2年間又は3年間）

初級中学の教師不足を補うため、大学の教育学院に修業年限2か年の師範専修科を付設し、高級中学および師範学校の卒業者を入学させた。

(3) 高級中学の教師および教育行政家ならびに教育研究家養成のための教育

① 大学教育学院および独立学院⁴⁾ 教育科（修業年限4年間）

② 師範大学（修業年限4年間）

吉林、奉天に師範大学が設けられていた。保々によると、小学教師養成の実態について、「満洲に於ては師範學校119校、高級中學が19校であるが、後者に師範科を併置し居るものは明確ではないが多くはない様である」⁵⁾と述べている。

3 日本の「満洲」における教育

1904(光緒30, 明治37)年、日露戦争を契機として、日本は「満洲」の教育事業にかかわりを持ち始める。日露戦争後、関東州と南満洲鉄道株式会社（以下、‘満鉄’と略記）の附属地、その他鉄道沿線の都市に居住する日本人子弟の教育を主としていたが、朝鮮人ならびに中国人の教化にも力を入れていく。まずは初等教育に最も力を注いだ。1906年3月「関東州公学堂規則」を公布する。そこでは中国人に日本語を教えることが大きな目的としてあった。

1920(民国9, 大正9)年頃の「満洲」における日本および日本人の経営する教育機関には、その設置主体からみると次のような種類があった。関東庁の経営に係わるもの、居留民団の経営に係わるもの、東洋協会の経営に係わるもの、および満鉄の経営するものである。ここでは、影響力の大きかった満鉄および関東庁が関わった教育と教員養成について概観しておくことにする。

(1) 満鉄の教育

国策会社満鉄は1907(光緒33, 明治40)年4月に業務を開始した。それまで満鉄沿線の既存の小学校は遼陽と千金寨の2校のみであったが、瓦房店、大石橋に各居留民団が小学校を開設したものを翌月満鉄がその事業を継承することから始まった。

1914年「満鉄附属地公学堂規則」を制定し、初等科4年、高等科3年の初等教育の学制を敷く。1920年には、在留邦人の子どものために小学校22、実業補習学校31、実科女学校10、中学校1、工業学校1、幼児運動場14を経営し、民国人の子どものためには公学堂8、日語学堂3、中学堂1、実業学堂1を設置。日支両方の子弟のため高等専門教育として、南満医学堂を経営していた。そして、これらすべての教育事業一般の調査研究、教科書および教授参考用書の編纂および教員の養成ならびに研究指導機関として教育研究所がおかれた。

(2) 教員養成

関東州、満鉄両当局が中国人対象の教育事業に本格的に着手するのは、それぞれの租借権が99年に延長された1915(民国4, 大正4)年以後のことであった。そこで先ず、手がけられたのは師範教育の充実・整備であった。

関東州では、早くから中国人初等教員の養成とその資質向上が課題となっていたが、1916年に創設された旅順高等学堂に3年制の師範科を置いて、普通学堂の教員の養成にあたった。これは1918年に独立して旅順師範学堂に昇格し、関東州内外の公学堂教員の養成を担当することになった。さらに1924年には修業年限を4年とし、その充実をはかっている。また、以前から中等教育を希望する中国人生徒を関東都督府中学校に入学させており、1921年にはそこに中国人学級を特設したが、希望者が増えたため、1924年、これを独立させて旅順第二中学校とした。教科課程およびその程度は日本人とほぼ同じで、教授用語は日本語であった。

他方、満鉄では、1913年4月から大連に教員講習所を開設して中国人教員の講習を行っている。そこでは甲科と乙科とに分けられ、乙科が中国人にあてられていた。

甲科：小学校本科正教員、中等教員の資格のある満鉄所属の教職員から選抜入所。

支那語、支那事情、時文、漢文、日本語教授法などを教授。講習期間1年間。

乙科：民国小学校教員の資格のある満鉄所属の民国人教職員から選抜入所。

日本語、各科教授法を教授。講習期間1年間。

1915年にはその程度内容を改めて教育研究所とし、日本人および中国人教員の講習をするようになった。日本人教員は大体日本の教員免許をもつ教員を日本に依頼して採用してきていたが、さらにすすんで満鉄附属地の小学校教員を確保するため、1924年に満洲教育専門学校が設立された。中学校卒業を入学資格とし、修業年限は3年間であった。経費節約を理由に1933年3月に廃止するまで、6回にわたり合計202人の卒業生を出した。満洲

教育専門学校は、必要な人数を養成するには到底およびなかったが、日本人教員の組織的養成の「満洲国」建国以前の唯一の例であった。

中等教育の整備にも着手し、満鉄附属地で、1917年に中国人子弟を対象とする南満中学堂が創設された。その教科目には、修身、漢文、英語、歴史、地理、数学、博物、化学、図画、体操があり、それらの授業は漢文以外はやはりすべて日本語で行われた。

この他、関東州および満鉄附属地における対中国人教育は、実業教育や専門学校、大学への日中両国学生の共学制をとる等の方法で体制ができてきていた。これらの教育にはほとんど日本語での授業で日本人教員があたり、教員養成も日本人教員のそれにしたがって進められていた。

Ⅱ 「満洲国」建国後の教育と教員養成—その前半期

日本の関東軍は1931年9月18日に中国東北地方の満鉄線・柳条湖を爆破して満州事変（九・一八事件）を起こし、「満洲」を掌握した。清国の廢帝溥儀を執政に迎えて、翌1932（大同元＝民国21，昭和7）年3月1日建国を宣言し、日本の大陸政策の一つとして、民衆の把握統治を目指したが、困難をきわめた。というのは、それまで五・四運動後の中国ナショナリズムの高まりとともに、抗日救国運動が中国各地でおこり、その一環として教育権回収運動もはげしく進行していた。その渦中での「建国」であり、「満洲国」を統治していくということは、とりもなおさず在住日本人の100倍もの人口をもつ中国人をいかに宣撫していくかということでもあった。そのために教育は最も重要な政策のひとつに位置づけられたことはいうまでもない。

当時の「満洲国」の教育の置かれた状況について、満鉄学務課長を経て、満洲教育専門学校をたちあげ、初代校長を務めた保々隆牟は「支那人は我が同胞に対しては決して好感を持って迎えられていない。年少子弟は近年抬頭してきている民族的自覚と三民主義教育とに因り今日まで國権回収と排日観念に煽られ育てられ続けている。この在満住民の大部分である以上、そこに大なる教育の理想と手段の巧妙とを要するのである」⁶⁾と述べている。しかし、力で「建国」を押し進めてきた当局には、大多数の人心に基礎をおいて教育の刷新を考えていく余裕ははじめから持ち合わせていなかった。「満洲建国以前の教育内容は、張學良時代になってから、名實共に支那の國民主義教育に則り、修身の代りに黨義を置き、全科目を通じて三民主義の理想を鼓吹することに専念したのであり、而もその取扱いは、著しく排外的、特に排日的であり、教科書其の物の中にまで、數多くの排外・排日教材を編み込み、且訓練も著しく政治化してゐた」⁷⁾という認識から、すぐに手を付けなければならなかったことは、三民主義をもとにした国民党教育の全面禁止であり、そのための教科書と教員対策であった。

1 新教科書の編纂

「満洲国」建国宣言発布同日の1932（大同元）年3月1日に奉天教育籌備処から発せられた教育根本指針は、「新国家ノ教育ハ道德教育ヲ根柢トシテ公民的知識ヲ授ケ親仁善隣ノ実ヲ拳ゲ人民生活ノ充実及國民生計ノ發展ヲ計リ以テ保境安民共存共栄ノ目的ヲ達スルニアリ」であった。まずは王道思想の基本としての儒教的道德教育を復活させ、それが教育思

想・教育目標とされた。これこそ国家存立の基盤という認識であり絶対に譲れない最重要課題であった。応急の処置として、1932(大同元、昭和8)年3月、党義および三民主義による教科ならびに教科書を全部廃棄して、これに代えて四書五経をもってすべき旨を全「満洲国」の各学校に通達した(院令第二号)。

新教科書の編纂は急務のことだった。1932年7月「教科書編審委員会官制」を敷き、ただちに文教部大臣に直属する教科書編審委員会を設け、建国精神・王道主義を内容とする新教科書の編纂にとりかかった。それが発行されるまで、既に出されていた南満洲教育会教科書編集部による満洲国小学校用教科書と奉天省教育庁による小学校教科書を、当面の教科書として、同年9月以降、全満の小学校で使用させることとした。文教部の新教科書は1934(康德元、昭和9)年9月、第1期として初級小学校教科書5種12冊、高級小学校教科書4種4冊、初級中学校教科書6種14冊、高級中学校教科書4種6冊が発行されたのをかわきりに、翌年第2期国定教科書72冊を、第3期、1937(康德4)年6月までに合計48種69冊を発行して教科書の編纂を修了した。「満洲国」の新教育の準備がこの点からも整ったといえる。

他方、国の教育目標・意図を徹底するには教師にかかっていた。それにたいするさまざまな対応を講じたが、この問題は「満洲国」が終わるまで抱え続けることになる。

2 教員の統制

「満洲事変より引き続き兵乱と治安粛清のため、建国当初の満洲国の教育は衰微の極に達した。校舎は荒れるに任せ、教師は離散し、退学者は続出して閉校のやむなきに至ったところが非常に多かった」⁸⁾。たとえばこれは、中国東北部の指導的人材を排出していた東北大学、馮庸大学、東北交通大学が戦乱を逃れ関内⁹⁾に移転し再建した結果、「満洲国」には、新学制が始まる1937年まで、大学のない状態をつくりだした。

教師の問題についても、単なる兵乱による離散ではなかったことにありそうである。「満洲」政府側がまずとりかかったことは、「三民主義の思想に毒された」中国側教員の粛清であった。「1932年だけでも、小・中学校の教員8,000人余りが、教職から追われた。実に教員総数の三分之一、中学校教員だけについてみれば、全体の58パーセントにのぼる。さらに、逮捕が加わった。1933年3月吉林市の中学教員だけで、60人から70人が逮捕された。このような方策のために却って新政府に根強く反抗する者も増え、1935年の4月安東省では500人余りの教職員が逮捕され、うち40人が死にいたり、多くの教職員が行方不明になった。同年9月には80人あまりが逮捕され20人余りが死刑に処せられた」¹⁰⁾という。

残った教員はいろいろな事情により残ったとはいえ、反抗行動にこそでなかったとしても、心中、非難や反発心を持つ者がかなりいたであろうことは想像に難くない。このような物心両面の荒廃した状態から、しかも厳しい財政上のしぼりのなかで、立て直しをはかっていくという課題に直面していたのである。

(1) 教員の再教育—教員講習所

当然、教員不足は深刻な問題であった。残っている教員もそのまま使えるわけではない。しかしそれらの教員を使うことなしに教育の出発はなかった。留用する教員の改造・

再教育の問題は焦眉の課題であった。まず、そのための「訓練所」や「講習会」を通して「王道を普及する精神」を教え込んで「使える」条件を整えることであった。1933(大同2, 昭和8)年4月に「教員講習所官制」および「教員講習所規定」を公布して、吉林省立第二師範学校内に、教員講習所を設け、同時に、文教部直轄の教員講習所を新京(現長春)に設置して、初等学校および中等学校教員の再教育にあたることになった。

国立教員講習所では、各省長、特別区長官および新京特別市長の推薦をうけた中国人教員を対象に定員100人として3か月間、全寮制で再教育・訓練を施した。年間に4期400名を卒業させる計画で、講習科目は、建国精神、国内事情、国際関係、經學(四書五經)および教育その他となっている。1935(康德2)年第8期からは每期講習生を200名に増員し、6か月の講習期間に延長して、講習科目は普通科目のほか、建国精神、規律的訓練および日本語に重点を置くようになってきている。「新学制」が告示された1937(康德4)年まで第1期から第14期までの間に、この講習所で再訓練講習を修了した教員は1700人たらずであった。これは1944(康德11)年発行の『大満洲國年鑑』によると、1937年12月の教員数29,023人となっていることから考えて、全教員の6パーセント弱である。実質的に教員全体の再教育というより、再訓練講習修了者をエリートと位置づけ、差別化をはかり、多くの一般教員たちの指導にあたらせるという役割を果たす制度だったといえよう。

もう一方で、1934(康德元)年「教員検定制度」を設けた。教員にテストを課して審査する制度で、ここでも一定の教員の質の確保(主として「王道精神」の徹底)をはかろうとしたのである。

(2) 教員養成一師範学校

「建國草創ニシテ良質教員ハ極メテ不充分デアリ、師範教育ノ急速ナル充実ハ最緊急ノ問題デアル。現在省立師範學校二十二ヲ有シ、建国精神ノ普及徹底ノ主旨ノ下ニ優良教員ノ養成ニ努メテイル。地方ニ於テモ県立師範學校、県立師範講習科等ヲ設置シテ、現下ノ補充不足ニ応ジテイルノデアル」¹¹⁾。これは1933年当時の見解であるが、「国」の意向に沿う教員の不足は、中国人教員のみのもことではなかったようである。日本人教員のなかにも中国人に対する蔑視をあからさまに示す者もいたりして、「五族協和」をうたう「国」の方針上看過できないこともあったようであった。師範講習科は1933(大同2)年から漸次その募集を停止して師範学校の整備に力を注ぐ方向に方針をきりかえていく。それは、教育の趣旨(王道精神)を教育できる教員を確保せねばならなかったからであった。そのため措置としての既存の教員のための教員講習という再教育制度だけでは、上述のように既習の人数の確保には限界があった。ゼロから「国」の方針をこなうことのできる新たな教師の養成に期待をかけたのである。新学制の発表以前の1934(康德元)年8月に、「師範教育令」「高等師範学校官制」が公布され、同年9月に吉林高等師範学校が開校された。中華民国時の師範教育組織を改廃して、「満洲国」の教員養成教育の整備を急いでいた。はやく新学制の確立をしなければならなかった当時の「満洲国」が、それ以前に「師範教育令」「高等師範学校官制」の発表を急いだことは、教員の不足が如何に切実な問題であったかを物語っている。と同時に、教員養成の充実なくして新学制の施行は困難であったことをも示しているものといえよう。

Ⅲ 後半期における「満洲国」の教員養成

「満洲国」民生部教育司から、1937（康德4）年5月2日に「学制要綱及び学校令」が、同年10月10日に「学校規程」が公布され、翌1938年1月に実施された。「満洲国」の教育体制を確立するための新学制の発布は1937年までかかったわけである。先に述べたように、この年までに「満洲国」の全教科書が編纂され、発行されていたこともあって、新教育体制をつくりあげる上で、教員養成問題はさらに重要性を増していた。

新学制要綱の教育方針は、

「建國精神及訪日宣詔ノ趣旨ニ基キ 日滿一徳一心不可分ノ關係及民族協和ノ精神ヲ體認セシメ東方道徳特に忠孝ノ大義ヲ明シテ旺盛ナル國民精神ヲ涵養シ徳性ヲ陶冶スルト共ニ國民生活ノ安定ニ必要ナル實學ヲ基調トシテ知識技能ヲ授ケ身體健康ノ保護増進ヲ圖リ以テ忠良ナル國民ヲ養成スルヲ教育ノ方針トス。」¹²⁾ と定められた。

日本との関係のなかでの建国精神であること、不可分の関係をまず謳って、東洋の道徳

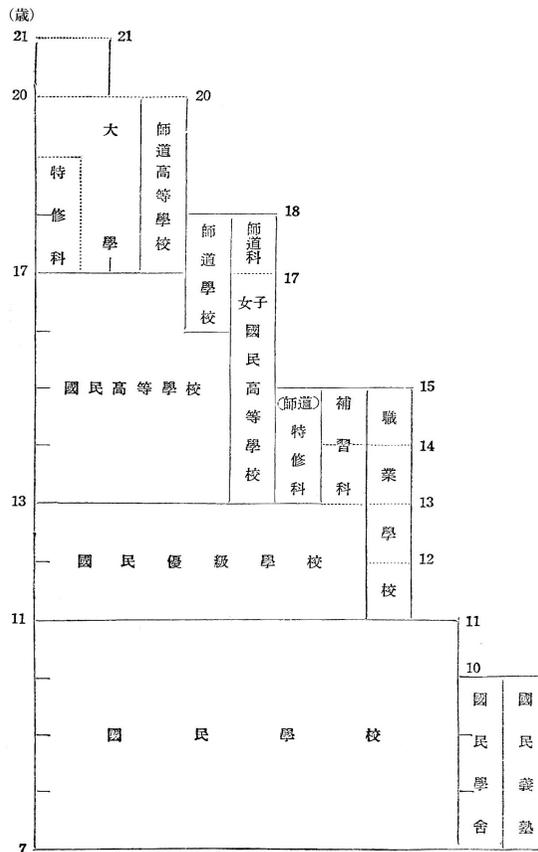


図2 <「満洲国」における学校体系図>¹³⁾

忠孝を強調することから出発している。さらに国民に要求されることは実学であった。

学校体系は図2に示されるように変更された。図1と比べてわかるように、中等教育、高等教育ともに短縮されている一方、教員養成のためには多様な道が設けられている。国民学校に並んで3年間の国民学舎、国民義塾があるが、これは私塾の実態を考慮したもので、ゆくゆくは廃止する方針であった。さらに、中等教育学校までの全ての段階に「国民」の名称を冠して、その教育姿勢を明示している。

1 「師道教育令」と「師道学校規程」

学制要綱の二番目に教育方針の徹底のために「学校教育要綱」が置かれている。そこでは13項にわたって述べられているが、教師についてはその(九)に「教師ノ素質改善ト實力向上トニ力ヲ用ヒ設備其ノ他ノ物的要素ヲ第二義トス」¹⁴⁾と記述されている。いかにも精神主義に徹して、財政逼迫事態を陵駕するべしとの主張である。ここでこう言わなければならないところに、この時期の教育環境状況がわかっていくというものである。

「師道教育令」によると、師道学校では、国民優級学校、国民学校及び国民学舎の教師養成を、師道高等学校(あるいは主管部大臣の指定する大学)では、師道学校、国民高等学校及び女子国民高等学校の教師を養成する目的で師道教育を施す、と定めている。その師道学校は省又は特別市が設置することができ、師道高等学校は国が設置するもので、私立の設置は許されていない。師道学校には国民高等学校第3学年を修了した者または同等以上の学力ある者が入学でき、修業年限は2年。師道高等学校は師道学校、国民高等学校、女子国民高等学校を卒業した者、または同等以上の学力ある者が入学できるとし、修業年限は3年であった。師道学校及び師道高等学校は授業料を徴収せず、学資を補給すると定め、この他私費学生を置くことをも認めている。それと同時に卒業後は学資の補給を受けて卒業した者はその学資の補給を受けた期間の1倍半の期間を、私費卒業生はその修業年限の2分の1の期間を教師として服務する義務を負わせている。

「師道学校規程」では、教則を示してから、師道学校の学科目やその注意点を、また指導学校特修科の学科目と注意点および校長の権限を規定し、教科書についてその重点を述べている。

2 師道学校および師道高等学校

「1936年(康德3)年に『満洲国』には省立と県立の師範学校が合わせて49校存在していた。この大部分は中国側が設立したものをそのまま引き継いできたものであった。『師道教育令』が出されたため、県立の高級師範学校、初級師範学校合わせて33校が廃止された。このほか郷村師範学校と呼ばれた臨時の教員養成機関であった師範講習科も40校から50校あったのであるが、それらも整理されることになった。県立師範の学生が36年現在で1,837名が在籍していたが、これだけの学生を一度に欠くことになった旧来の教員養成体系にとっても大きな打撃ではあったが、同時に2,000名近い教員の養成を別途行わなければならない「満洲国」にとっても難しい課題を抱えることになった」¹⁵⁾

廃止した省立高級師範学校を改編して師道学校がつくられた。1936年に廃止された省立高級師範学校は全部で12校で、つくられた師道学校は15校であったから、新設されたもの

は多くはない。これら15校は全て男子校であり、女子のためには女子国民高等学校の第5学年を師道科として女子の初等教育の教員養成課程としたが、それは全部で6校にすぎなかった。

学校は設置者別でいえば、公立と私立があり、公立には省、特別区、特別市、県、旗、市立があった。初等学校や中等学校の場合は私立の学校が認められていたのに対して、師道学校の場合は公立以外は全く認められないことになった。また、1937年段階では省や特別市に設置が認められていたのに、1939年には教員をすべて官吏に任用するという条件とともに国だけにしか設置を認めなくしたのである。教師の養成機関に国家の意図を完全に反映させるための強い姿勢がうかがえる。また、より高度の教員を養成し、教員の差別化をはかるために、1934年に創設された吉林高等師範学校は1938(康徳5)年師道高等学校と改称された。これは男子部であり、女子部は分校として新京に設置された。

しかし、教員養成に対する強い姿勢に反し、新学校令が出されたとはいえ、実際の教育現場はたやすく統制されてはいかなかった。それまで、実際にはさまざまな内容のほとんどが小規模の私塾が全土に無数といていほど存在していた。それらは農閑期や夜間に民衆が必要とする最低限の読み書き・算数の初歩を教えるなど、民衆の生活要求に合致した教育を施し、根強い支持をうけていて、その数さえ把握できない状況だった。新学制では初等学校の一部に国民義塾や国民学舎という3年制の学校を認めているが、これは私塾のなかで「満洲国」の方針にあうものをこの命名で国の統制下に置き、その他の私塾を廃止する方向にもっていかうとしたものであった。そしていずれ国民義塾も国民学舎も廃止する方向で考えていた。そういう方針を打ち出さねばならないほど、国の目の届かない私塾が依然として多数存在していたということである。

そのような状況が一方でありながら、しかし教師教育体制は整備されていく。この期に出された師道学校本科の学科目の構成を表1にあげておく。

表1 <師道学校本科各学年各科目と毎週教授時数表>¹⁶⁾

	国民 道徳	教 育		国 語		実 業		歴 史	地 理	数 学	理 科	図 画	手 工	体 育	音 楽	計
		講義	実習	満語	日語	講義	実習									
第1学年	2	7		4	6	2	4	1	1	3	2	2	2	2	2	40
第2学年	2	4	23		3	2	4							2		40

しかし、「初等教育施設拡充十ヶ年計画は種々の面より慎重に研究して樹立されたもので、既にその実績も現はれてゐるが、目下の状況としては師道学校希望者減少のため、本拡充計画に伴ふ初等教師需給案の実施に当っては猶ほ多くの困難が伴ふ……」¹⁷⁾と言わざるを得ない状況があった。義務教育(初等教育)でも学費無償化を採れなかったのに対して、師道学校生徒には、学資の官費支給制まで採用しながら、實際上、師道学校への志願者は減少傾向にあった。そのことの背景に、日本の大陸政策および同化政策的な教育への傾斜をみせた教員養成に対する批判が感じとれるような気がする。

かてて加えて、1936年には翌年から20年間にわたって100万戸500万人の日本の農民を移住させる「二十年百万戸送出計画」が日本の閣議で決定され、それによる「満州」移民

の急激な増加があった。これに伴い、日本人子弟の教育のための学校設立と教員の確保が要請されていた。

1934年の師範教育令でも短期の教員養成が試みられたが、1939(康德6)年には、養成期間6か月の臨時初等教師養成所を一度に15箇所も開設せざるをえなかったのも、教員確保のために応急的にとられた処置であった。

3 師道訓練所・中央師道学院・師道大学

このような状況のなかで、新学制が敷かれた後でも教員の再教育は重視せざるをえなかったことはいうまでもない。現職教員の再教育施設であった教員講習所は1937年14期までで終了し、新学制の目的にそって1938(康德5)年4月12日に「中央師道訓練所要綱」が、翌日に「地方訓練所要綱」が公布された。それに伴い国立教員講習所を改組拡充して国立中央師道訓練所とし、同時に地方師道訓練所が全国で11か所(のちに14か所)開設されることになったのである。中央訓練所は中国人と日本人の現職教員が対象であり、地方訓練所は中国人、朝鮮人、ロシア人の教員が対象であった。また、中央師道訓練所は、単なる再教育という意味だけでなく、教員養成機関といった性格をももつようになり、地方師道訓練所あるいは師道学校特修科等で師道免許を受けた者がさらに上級の教諭免許を志向する場となった。そこでの重点教育目標は引き続き「建国精神」を教え込むことであったが、それは学科教育と同時に、総授業時間の15パーセントを占めた軍隊訓練の内容に近い「体育」を通して体得させようとしたところに特徴があった。また、中国系の第一部所生には「日語」(日本語)の習得に力がいれられた。教授法をみると訓練所と称した意味がわかるうというものである。

さらに、国立師道訓練所は、1943年度より国立中央師道学院と改称し、初等教員の補習訓練と養成にあたり、それまでおこなってきた中等教員の養成については師道大学¹⁸⁾に移管されることになった。師道学院の組織は、養成科と練成科と本科に分かれ、養成科第一部は日本人学生が、第二部は「満系」と称した中国人学生が、さらに第三部は「鮮系」と云った朝鮮人学生が対象であった。練成科は「満系」学生が対象であり、本科は前期と後期に分かれ、前期は修業年限2年で、大日本帝国国民学校高等学校卒業が入学資格であり、後期は修業年限3年で、前期修了者または大日本帝国中等学校卒業を入学資格としていた。後期は3年制の大学と同等とみなされた。

「中央師道学院は、満洲建国の理想を教化宣布すべき帝国師道教育の中核として、建国と共に創設せられ、初め国立教員講習所と称し、次いで国立中央師道訓練所となり、更に国立中央師道学院と改称し、其の機構の刷新充実を図りて大学程度の師道教育を施すこととなれり、其の期するところは建国精神の真髓を体得し、特に教育報國の信念を涵養して、帝国初等教育教師の幹部たるべき者を養成するに在り。」¹⁹⁾として、まさに「満洲国」の意図を体現して教育を担う人材育成という任務が明記されている。

IV 日本における「満洲国」教員の養成

以上のような事情下、以前にも増して、日本の現職教員の「満洲」への勧誘政策が積極的にとられるようになった。とくに1937年以降、あいついで「満洲国文教関係教職員募集

ニ関スル件」「満州国学校教師募集ノ件」といった通牒が日本の各中等学校長、青年学校長、小学校長宛に出されることになる。改めて言うまでもなく、これらの通牒は、相当高額な割増金と身分上不利を被ることはないという保証を条件にして、行政機関を通じて比較的若い現職の主として小学校教員を「満州国」在住教員へ引き抜こうとするものであった。なお、新聞によると1938(康徳5)年8月には300人の「満洲」への教員派遣要請があった²⁰⁾とある。

採用の好条件だけでなく、教員を対象とした「支那満鮮視察旅行」が1906年から外務省や文部省、新聞社や教育会などさまざまな団体によって行われてきていた。初期には師範学校の修学旅行的要素もあったが、「満州国」建国を契機に最盛期を迎え、特に校長、視学、訓導などが多く選考されて、教育事情の視察にとどまらず「建国」の意義を再認識するような旅程がくまれて、1940年代前半まで継続されていた²¹⁾。旅費の半額が補助されたこの旅行は、「満洲」への教員派遣の促進政策の一端を担っていた。しかし、さまざまな誘導策にもかかわらず、必ずしも募集は思うようにはいかなかった。当時、日本本土でも教員の転職と正教員の不足、師範学校入学志願者の減少、再募集の実施、それに伴う入学者の質の低下などが問題となっており、植民地への現職教員の派遣が円滑に進むものではなかった。これには戦争の進行による、若者の徴兵や動員による適齢青年の減少という背景もあった。

1 「満支方面日本人小学校教員養成師範学校特別学級」

そこで文部省は、1939年「満支方面日本人小学校教員養成師範学校特別学級」(大陸科)の設置という方策をうちだした。「満洲開拓政策基本要綱」に開拓地における子弟の教育に関して、特別の考慮を払うと謳っていたことに対応する処置であった。

当初全国10の師範学校本科二部に各1学級、定員400人で修業年限2年の大陸科が設置された。翌1940年度にはさらに10学級増設して20学級、定員800人とした。設置校は秋田、茨城、福井、浜松、三重、広島、香川、長崎、熊本、鹿児島各師範学校であり、翌年増設した師範学校は、栃木、富山、長野、岐阜、兵庫、鳥取、福岡、佐賀、大分、宮崎の10校であった。2年間は全寮制で、特に「日本精神ノ涵養ト満支方面教育開拓者タルノ覚悟ノ啓培ニ留意スルコト」に重点が置かれ、国語漢文のなかで時文つまりその当時の現代中国文の教育はもちろん、教練において戦闘訓練が重視されたという特徴がある。さらに神社、祭式についての教育をしている。単なる知識にとどまらず、祭式行事作法を2年間で70時間も課している。これらは入植地が東北抗日連軍の遊撃地域であることの対策と開拓農民の精神的帰一を確立する上で力がある神社を開拓地に設立し、小学校教員が神職を兼ねる準備であったという。

この学級を卒業後「満州国」の日本人小学校で服務する義務が生じることはもちろんであったが、その給費額は各府県のほぼ1年半を基準とすることと「特別学級要綱」に書かれ、在学中は他の一般師範学生に比べて倍に近い月額8円ないし10円が支給された。しかし、このような厚遇にもかかわらず、1939年度は、総定員400人のところ志願者560人、受験者461人で入学者は268人であった。定員を増員して800人とした1940年度は、志願者685人、入学者426人と、ほとんど定員を満たすことはなかったようである²²⁾。

2 日本の師範学校への留学の奨励

「建国」以後、当初「満洲国」文教部は日本への中国人の留学を奨励する政策をとった。1934(康德元)年に留学生数は894人を数えたが、1937(康德4)年にはその数は2,017人にまで上昇した。しかし財政的問題もあって、一転して厳選主義の方針をとるようになり、同年「留学生規程」を出すと同時に留学生認定試験を行い、200名に限り留学を許可する方針に変換した²³⁾。しかし、そのなかでも上に述べてきたような教育における苦境を打破する方策のひとつとして、特に教育の分野への留学を奨励する策をとっているのである。1941年度からとられた官費制度による日本への師範留学を誘導する措置がそれである。とくに東京高等師範学校、広島高等師範学校、奈良女子高等師範学校、東京女子高等師範学校、広島文理科大学への留学生を対象として、1941年以前からすでに在学していた私費留学生を含めて全員を官費生にしている。留学生の出身学校をみると国民高等学校・女子国民高等学校や各地の師道学校が多いが、また、留学生予備校としている者もかなりいる²⁴⁾。質の高い留学生を送り出すために、新京に国立の留日予備学校(修業年限1年、定員150名)をつくっていたのである。

「満洲国」内には師範高等教育機関が少なかったため、指導的教員および教育行政の担当者の養成について、日本留学にかなり頼っていたと言える。しかし、日本の高等師範学校等を卒業しても、さらに日本国内あるいは「満洲国」その他で大学に進学したり、あるいは他国の留学に赴いたりして、必ずしも帰国して教育畑の職に就くとは限らなかったようである。

おわりに

「満洲国」がかかえた教育問題をとくに教員養成を中心としてみてきた。そこにみえてきたのは荒っぽい「建国」に当然付随した教育分野の荒廃であった。日系主導による教育の建て直しのために、15年足らずの間に、規程などの改変や公布が相次ぎ、さまざまに腐心した軌跡がうかがえる。一貫して教員の再教育と養成の二本立てで進めているが、絶対的な教員数の不足にくわえ、「国」に認められうる「優良」教員の育成も容易に進んでいなかった様子が浮かび上がってきた。これらの状況は一応制度が確立されたみられる「学校令・学校規程」が出された1938年以降も続いていた。

教育制度や内容を推進し指導する人材についても限定されていた。「教員養成制度の教育内容をかえる仕事をする人材として浮かび上がってきたのが関東州や満鉄附属地で中国人教育に携わっていた教員たちである。しかし、その人数も決して多くはなかったからごく少数の人材をいかに有効に配置するかが重要な問題になる。それが主要な学校に配置された副校長や首席訓導であった²⁵⁾。「満鉄」や関東州で中国人教育にたずさわった人たちが主になって「満洲国」の教育行政の担当者となり、師道学校の教育内容の改編の指導の第一線にいたという点は間違いない。

ここで、日本から渡った心理学関係者で教員養成や教育行政にかかわる部署で仕事をした人物を、つかめている限りでひろいだして整理しておこう²⁶⁾。

満洲教育専門学校・教育研究所関係は時代が「建国」以前になるが、朝日直樹や石川七五三二の名が挙がる。直接行政に関わる文教部学務司としては、高谷宣光および坂田 一

がいた。高等師範・師道高等学校および師道大学には、須郷恍太郎、高山信司、安倍三郎、根岸忠男が関係しており、師範学校および師道学校には、平野恵空、富士川義彦、らがいた。そして福富一郎は中央師道訓練所の初代所長を勤めた。そのなかで坂田一が「民生部（のちに文教部が独立）の参事官として教育司の企画課に身を置いていたが、当時関東軍の運営の下に、人動計画作成の部員のひとりに加わっていた」²⁷⁾ということはわかっているが、しかし、彼らが実際にどういう働きをしたのか、その中身についてはあまりさだかではない。

教師養成課程で教えられていた科目のなかに心理学関係科目がはいっていたのかどうかについては、師道学校規程第四条には、教育関係の授業として、論理学、教育史、教授法、教育制度、学校経営及び管理、学校衛生の概要、学校教育と家庭教育および社会教育の関係などと並んで、心理学概論、児童心理学、といった心理学関係の教科名がみられる。「教育」関連授業の選択科目として位置づけられていたようである。民族の心理や他文化理解を教育心理学のなかに組み入れていくような機運は伺えない。教育心理学を広げ、深める絶好の機会として、「満洲」教育経験を受け止める力は成長していなかったといえるのではないだろうか。この辺の探索は今後の課題となるであろう。

註および文献

- 1) 黄利群 2000 『「九・一八」事変以前の中国華北教育』 王智新（編著）『日本の植民地教育・中国からの視点』 社会評論社 p.117
- 2) 中華民国ではたとえば日本における‘小学校’‘中学校’等の校を用いず、‘小学’‘中学’‘大学’と称している。
- 3) 初級中学は現在日本の中学校に、高級中学は高等学校に相当する。
- 4) 大学教育は、文、理、法、教育、農、商、工、医の8学院（学院は現在日本の学部に対応する）に分け、3学院以上を備えているものを大学、2学院以内のものを独立学院と呼んでいる。
- 5) 保々隆矣 1932 「満洲の教育」『岩波講座 教育科学』 第十冊 岩波書店 p.46
- 6) 保々隆矣 1932 「満洲の教育」『岩波講座 教育科学』 第十冊 岩波書店 p.4
- 7) 東京文理科大學・東京高等師範學校 紀元二千六百年記念會 1940 現代支那満洲教育資料 培風館 p.397-398
- 8) 満洲国史編纂刊行会（編）1970 『満洲国史 総論』 満蒙同胞援護会 第一法規 p.582
- 9) 万里の頂上以西。つまり「満洲国」外の北京、上海、南京などの地区をさす。
- 10) 王紹海 2000 「偽満洲国の成立と教育政策の展開」王智新（編著）『日本の植民地教育・中国からの視点』 社会評論社 p.126
- 11) 満洲国国务院総務庁情報処（編）1937 満洲建国五年小史 p.98
- 12) 民生部教育司 1937（康德4）年11月 『學校令及學校規程』 満洲圖書株式會社 p.1
- 13) 民生部教育司 1937（康德4）年11月 『學校令及學校規程』 満洲圖書株式會社 p.17
- 14) 民生部教育司 1937（康德4）年11月 『學校令及學校規程』 満洲圖書株式會社 p.2
- 15) 榎木瑞生 1990 「『満洲』に於ける教員養成—『満洲国』師道学校について—」 学習院大学東洋文化研究所 『調査研究報告』 No.30 p.7
- 16) 鈴木健一 1982 「満洲国の国民教育と教員養成問題」 酒井忠夫先生古希祝賀記念の会（編）『歴史における民衆と文化—酒井忠夫先生古希祝賀記念論文集』 国書刊行会 p.657
- 17) 満洲国通信社（編）1942 『満洲国現勢 康德九年版』 p.229
- 18) 師道高等学校が1942（康德9）年に師道大学と改称された。
- 19) 長野県南嶺会学院史刊行委員会 1981 『師魂 満洲国立中央師道学院史』 p.347
- 20) 『満洲日日新聞』 1938年8月25日

- 21) 宋安寧 2010 「兵庫県教育会による教員の『支那満鮮視察旅行』—『満洲国』建国直後を中心として—」立命館大学社会システム研究所『社会システム研究』第21号 pp.115-142
- 22) 逸見勝亮 1991 「第2章 『満支方面日本人小学校教員養成師範学校特別学級』（大陸科）の設置」『師範学校制度史研究 15年戦争下の教師教育』北海道大学図書刊行会 pp.119-160
- 23) 實藤恵秀 1939 「第3節 満洲國留學生」『中國人日本留學史稿』（財）日華學會 p.334
復刻版 小川博（編・解説）『中国人日本留学史稿』十五年戦争重要文献シリーズ 第15集
- 24) 周 一川 2011 「奈良女子高等師範学校における『満洲国』留学生」神奈川大学人文学研究所『神奈川大学人文学研究所報』No.45 pp.63-76
- 25) 槻木瑞生 1990 「『満洲』に於ける教員養成—『満洲国』師道学校について—」学習院大学東洋文化研究所『調査研究報告』No.30 p.8
- 26) 小谷野邦子 2002 「『満洲』における心理学—前半期における人物を中心として—」『茨城キリスト教大学紀要』第35号 I pp.161-177 を参照。
- 27) 坂田 一 1995 「極限状態の行動心理—戦時体験の追憶と課題—」影書房 p.24-28

Problem concerning teacher training in “Manchukuo”

Kuniko Koyano

In this thesis, an educational problem in “Manchukuo” is intended to be clarified from respect of the teacher training.

The education based on “Three principles of people (Sanmin zhuyi)” was performed in the Republic of China age. After 1931 when Japan colonized “Manchuria”, Japanese educational policy was to have replaced “Three principles of people” with the Confucianism morality. Many teachers were purged, and the textbooks were abolished. In addition, the remaining teachers had to be tested and reeducated. It was at 1934 that all new textbooks were compiled.

“General principle of educational system and School policy” was proclaimed in 1937, and then the education of “Manchukuo” was put in order. However there were still much difficulties in the amount and qualities about teachers. Some teachers’ training schools were established. Increase in the number of Japanese teaching staff was aimed at. But the result was not perfect. The aim was not achieved.

In conclusion, the education in “Manchukuo” that Japan intended was not necessarily successful so far as teacher training.